

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 海域（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舶類をいう。

二 十七（略）

（油による海洋の汚染の防止のための設備等）

第五条 船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、船舶（ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。）に、ビルジ等排出防止設備（船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジ等の船舶内における貯蔵若しくは処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、タンカーには、水バラスト等排出防止設備（貨物油を含む水バラスト等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国土交通省令で定めるタンカーには、分離バラストタンク（タンカーの貨物艙（ばら積み）の液体貨物を輸送するためのものに限る。以下同じ。）及び燃料油タンクから完全に分離されているタンクであつて水バラストの積載のために常置されているものをいう。以下同じ。）又は貨物艙原油洗浄設備（原油により貨物艙を洗浄する設備をいう。次項において同じ。）を設置しなければならない。

4 前三項の規定によるビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

第五条の二 タンカーの貨物艙及び前条第三項の規定により設置する分離バラストタンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において大量の油が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

（油濁防止緊急措置手引書）

第七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 前項の規定による油濁防止緊急措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。
3 (略)

(有害液体物質による海洋の汚染の防止のための設備等)

第九条の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の船舶内における貯蔵又は処理のための設備その他の有害液体物質の排出による海洋の汚染を防止するための設備(次項において「有害液体物質排出防止設備」という。)を設置しなければならない。

2 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 国土交通省令で定める有害液体物質を輸送する船舶の貨物艙は、衝突、乗揚げその他の事由により船舶の損傷その他の事故が発生した場合において大量の有害液体物質が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

(有害液体汚染防止管理者等)

第九条の四 (略)

2(8) (略)

9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

(ふん尿等による海洋の汚染の防止のための設備)

第十条の二 船舶所有者は、前条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶(一国の港と他の国の港との間の航海(以下「国際航海」という。)に従事させるものに限る。)に、ふん尿等排出防止設備(船舶内で生ずるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。)を設置しなければならない。

2 前項の規定によるふん尿等排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

別表第一(第九条の七関係)

一 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

学 歴		期間
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者		六月
ロ 大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者		一年
ハ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者		
ニ 短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	二年	
ホ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者		

- 二 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について三年以上の実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

別表第二（第十七条の十二、第十七条の十五関係）

- 一 寸法計測機器
- 二 圧力計
- 三 流量計
- 四 油分濃度計
- 五 絶縁抵抗計

船舶安全法（昭和八年十二月二十五日法律第十一号）（抄）

第一章 船舶ノ施設

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備
- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
- 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備
- 十二 電気設備
- 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

（略）

第五条 船舶所有者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条

第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依ル検査ヲ受クベシ

一 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査（定期検査）

二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル検査（中間検査）

三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一

項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国

土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（臨時検査）

四 船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査（臨時航行検査）

五 前各号ノ外一定ノ範圍ノ船舶ニ付第二条第一項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ適合セザル虞アル

ニ因リ国土交通大臣ニ於テ特ニ必要アリト認めタルトキ行フ検査（特別検査）

国土交通大臣八国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ中間検査ヲ受クルコトヲ免除スルコトヲ得

第六条 本法施行地ニ於テ製造スル長サ三十メートル以上ノ船舶ノ製造者八第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同条第一項第一号、第二号及第四号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線ニ関シ船舶ノ製造ニ著手シタル時ヨリ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査（製造検査）ヲ受クベシ但シ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

本法施行地ニ於テ製造スル長サ三十メートル未満ノ船舶及本法施行地外ニ於テ製造スル船舶ノ製造者八其ノ船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ製造検査ヲ受クルコトヲ得

第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノハ備附クベキ船舶ノ特定前ト雖モ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ付テ八国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）ヲ省略ス

第六条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事又ハ第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事（以下改造修理工事ト称ス）ノ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ其ノ製造工事又ハ改造修理工事ニ付第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査ヲ省略ス

第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備（第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ）ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関ト称ス）又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機

構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査ヲ省略ス

前項ノ規定ニ依ル型式承認ヲ受ケ且第六条ノ二ノ規定ニ依リ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造工事ノ能力ニ付国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該船舶又ハ物件ヲ製造シ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶又ハ物件ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シタルモノタルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタルモノト看做ス

第九条（略）

（略）

管海官庁ハ第六条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

第六条ノ四第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ

（略）

第十一条 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検定ヲ申請シ再検査又ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

再検査又ハ再検定ヲ申請シタル者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ關係部分ノ原状ヲ変更スルコトヲ得ズ
第一項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ同項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ争フコトヲ得

登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ノ行フ検定又ハ検査及確認ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ
管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得
（略）

第三章 登録検定機関等

第一節 登録検定機関

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。

イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一条ノ二第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録は、登録検定期間登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第二十五条の四十八 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(検定の義務)

第二十五条の四十九 (略)

- 2 登録検定期間は、公正に、かつ、第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

3 (略)

4 (略)

(登録事項の変更の届出)

第二十五条の五十 登録検定期間は、第二十五条の四十七第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(検定業務規程)

第二十五条の五十一 登録検定期間は、検定業務の開始前に、検定業務の実施に関する規程(以下「検定業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 検定業務規程には、検定業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした検定業務規程が検定業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検定期間(外国登録検定期間を除く。)に対し、その検定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十五条の五十三 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十五条の五十八第二項第四号及び第二十五条の六十六において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 船舶関連事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十五条の五十五 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)が第二十五条の四十七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条の五十六 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)が第二十五条の四十九の規定に違反しているとき、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定業務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十五条の五十七 第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五及び前条の規定は、外国登録検定機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替える

ものとする。

(登録の取消し等)

第二十五条の五十八 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条の四十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十五条の四十九第四項において準用する第二十五条の三十第四項の規定による命令に違反したとき。

三 第二十五条の五十、第二十五条の五十二、第二十五条の五十三第一項又は次条の規定に違反したとき。

四 第二十五条の五十一第一項の規定により認可を受けた検定業務規程によらないで検定を行つたとき。

五 第二十五条の五十一第三項の規定による命令に違反したとき。

六 正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による命令に違反したとき。

八 不正の手段により登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号(第二十五条の五十三第一項に係る部分を除く。)、第四号又は第八号のいずれかに該当するとき。

二 前条の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検定機関が前二号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて検定業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認め、外国登録検定機関に対しその業務又は経理の状況に
関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検定機関の事務所又は事業所に
立ち入らせ、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げら
れ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

(帳簿の記載)

第二十五条の五十九 登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条の六十 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十五条の六十二 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第二十五条の五十の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十五条の五十二の規定による許可をしたとき。
- 四 第二十五条の五十八第一項の規定により登録を取り消し、又は検定業務の停止を命じたとき。
- 五 第二十五条の五十八第二項の規定により登録を取り消したとき。

第四章 雑則

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ
国土交通省令(漁船ノミニニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ヲ以テ之ヲ定ム
(略)

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（略）

第二十九条ノ五 登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ為シタル検定業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ小型船舶検査事務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

（略）

別表第一（第二十五条の四十七関係）

- 一 寸法計測器具
- 二 ストップウォッチ
- 三 質量計
- 四 温度計
- 五 湿度計
- 六 気圧計
- 七 圧力計
- 八 マノメータ
- 九 流量計
- 十 比重計
- 十一 引張強度試験機
- 十二 曲げ破壊試験機
- 十三 硬度測定機
- 十四 分光分析器
- 十五 クロマトグラフ分析器

- 十六 照度計
- 十七 測距計
- 十八 回転計
- 十九 濃度計
- 二十 電圧計
- 二十一 電流計
- 二十二 周波数計
- 二十三 高周波電力計
- 二十四 マイクロ波尖頭電力計
- 二十五 シンクロスコープ
- 二十六 スペクトル分析器
- 二十七 絶縁抵抗計
- 二十八 音圧計
- 二十九 動力計

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年六月十四日法律第七十四号）（抄）

（排他的経済水域）

第一条 我が国が海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権の権利その他の権利を行使する水域として、排他的経済水域を設ける。

2 前項の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）は、我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。）から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線（いずれの点をとつても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）並びにその海底及びその下とする。

（大陸棚）

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚（以下単に「大陸棚」という。）は、次に掲げる海域の海底及びその下とする。

一 我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線及びこれと接続して引かれる政令で定める線）とする。）までの海域（領海を除く。）

二 前号の海域（いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線によつてその限界が画される部分に限る。）の外側に接する海域であつて、国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの

（我が国の法令の適用）

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三 大陸棚の掘削（第一号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が国の公務員の職務の執行（当該職務の執行に関してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。）及びこれを妨げる行為

2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。

3 前二項の規定による我が国の法令の適用に関しては、当該法令が適用される水域が我が国の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要なと認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。

（条約の効力）

第四条 この法律に規定する事項に関して条約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年十一月二十五日法律第八十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「揮発油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による減失量加算九十パーセント留出温度が百八十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のものをいう。

3・4（略）

5 この法律において「軽油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十パーセント留出温度が三百六十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下で、かつ、温度十五度における比重が〇・八七五以下のももの（温度十五度における比重が〇・八三以上で経済産業省令で定める試験方法による十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のもの、第二項に規定する揮発油及び第七項に規定する灯油を除く。）をいう。

6（略）

7 この法律において「灯油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十五パーセント留出温度が二百七十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のもの（第二項に規定する揮発油を除く。）をいう。

8・9（略）

（規格に適合しない揮発油の販売の禁止）

第十三条 揮発油販売業者は、揮発油の規格として経済産業省令で定めるも揮発油規格」という。に適合しない物を、自動車の燃料用の揮発油と同一用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。）として消費者に販売してはならない。

（揮発油販売業者に対する指示）

第十七条の二 経済産業大臣は、揮発油販売業者が第十三条の規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(揮発油生産業者の義務)

第十七条の三 原油又は石油製品を精製して揮発油を生産する事業を営む揮発油生産業者」というのは、生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

2 前項の規定により確認を行うべき者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対して、同項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

(揮発油輸入業者等の義務)

第十七条の四 揮発油の輸入の事業を営む者揮発油輸入業者」というのは、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油輸入業者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

2 揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者は、輸入した揮発油以外のものに限り、を加工して揮発油を生産し、これを自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

3 揮発油輸入業者又は前項の規定により確認を行うべき者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対して、前二項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

4 揮発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油の品質、数量その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定は、揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして販売又は消費するために揮発油を輸入した場合において、輸入後に当該揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときに準用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定による届出をした者は、届出に係る事項を変更しようとするときは、当該揮発油を販売又は消費する時までに、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(揮発油生産業者、揮発油輸入業者等に対する指示)

第十七条の五 経済産業大臣は、第十七条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により確認を行うべき者がこれらの規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、

- その販売に係る揮発油の品質の確保に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(規格に適合しない灯油の販売の禁止等)

第十七条の九 灯油販売業者は、灯油の規格として経済産業省令で定めるもの(以下「灯油規格」という。)に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油(灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。)として消費者に販売してはならない。

- 2 第十七条の二及び第十七条の六の規定は、灯油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第三条」とあるのは「第十七条の九第一項」と、第十七条の六第一項中「自動車の燃料用の揮発油の基準として経済産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)」とあるのは「屋内燃焼燃料用の灯油の基準として経済産業省令で定めるもの(以下「標準灯油の基準」という。)」と読み替えるものとする。

(灯油生産業者、灯油輸入業者等の義務)

第十七条の十 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して灯油を生産する事業者を行う者(以下「灯油生産業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と読み替えるものとする。

- 2 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、灯油の輸入の事業者を行う者(以下「灯油輸入業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と、同条第四項及び第五項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業者を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「灯油以外」と、「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

- 4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

(指定分析機関の指定の申請)

第十七条の十一 (略)

- 2 前項の申請は、経済産業省令で定める区分に従い、分析業務を行う事業所ごとに当該分析業務を行う区域(以下「分析

業務区域」という。)を定めてしなければならない。

(欠格条項)

第十七条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、分析機関の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二・三 (略)

(登録の基準)

第十七条の十三 経済産業大臣は、第十七条の十一の規定により分析機関の登録を申請した者(以下この項において「分析機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に關して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具を用いて分析業務を行うものであること。

二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二第一項の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が分析業務を実施するものであること。

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者又は第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者(以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 分析機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める揮発油販売業者等の役員又は職員(過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 分析機関登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、揮発油販売業者等の役員又は職員(過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 分析機関の登録は、分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 分析の区分
四 分析業務を行う事業所

(登録の更新)

第十七条の十四 分析機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の分析機関の登録の更新に準用する。

(分析の義務)

第十七条の十五 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合において、指定分析機関がその分析業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定分析機関に対し、その分析業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第十七条の十六 登録分析機関は、分析業務に関する「規程業務規程」というものを定め、分析業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、分析業務の実施方法、分析業務に関する料金その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

(分析業務の休廃止)

第十七条の十八 登録分析機関は、分析業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第十七条の十九 登録分析機関が分析業務を廃止したときは、分析機関の登録は、その効力を失う。

(指定の取消し)

第十七条の二十 経済産業大臣は、指定分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、分析機関の指定を取り消すことができる。

- 一 第十七条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二・三 (略)
- 四 第十七条の十六第一項の認可を受けた業務規程によらないで分析業務を行つたとき。
- 五 (略)

別表(第十七条の十一、第十七条の十二関係)

分析の区分	機械器具
<ul style="list-style-type: none"> 一 揮発油販売業者の委託に係る揮発油の分析 	<ul style="list-style-type: none"> 一 原子吸光分析計 二 次に掲げる機器のうちいずれかの機器 <ul style="list-style-type: none"> イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃焼式試験器 ハ 紫外蛍光法試験器 ニ 波長分散型蛍光X線装置 三 ガスクロマトグラフ 四 ガム試験器
<ul style="list-style-type: none"> 二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者又は第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る揮発油の分析 	<ul style="list-style-type: none"> 一 原子吸光分析計 二 次に掲げる機器のうちいずれかの機器 <ul style="list-style-type: none"> イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃焼式試験器 ハ 紫外蛍光法試験器 ニ 波長分散型蛍光X線装置 三 ガスクロマトグラフ 四 ガム試験器
<ul style="list-style-type: none"> 三 軽油生産業者、軽油輸入業者又は第十七条の八第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に 	<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる機器のうちいずれかの機器 <ul style="list-style-type: none"> イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃焼式試験器

<p>四 灯油生産業者、灯油輸入業者又は第十七条の十第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る灯油の分析</p>	<p>係る軽油の分析</p>
<p>一 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器 イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃燒式試験器 ハ 紫外蛍光法試験器 ニ 波長分散型蛍光X線装置 二 タグ密閉式引火点試験器 三 セーボルト色試験器</p>	<p>八 燃燒管式空気法試験器 二 放射線式励起法分析計 ホ 燃燒管式酸素法試験器 ヘ 紫外蛍光法試験器 ト 波長分散型蛍光X線装置 二 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器 イ セタン価試験装置 ロ 密度計 三 常圧法蒸留試験器</p>

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2
（略）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年十二月十三日法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2、4（略）

行政不服審査法（昭和三十七年九月十五日法律第百六十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

（不服申立ての種類）

第三条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものにあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

（処分についての審査請求）

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合に行なうことができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に對してするものとする。

（不作為についての不服申立て）

第七条 行政庁の不作為については、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる。ただし、不作為庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみをすることができる。

小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年七月四日法律第百二号）（抄）

第二章 登録及び測度

（登録の一般的効力）

第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

（原簿）

第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（新規登録及び測度）

第六条 登録を受けていない小型船舶の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該船舶の総トン数の測度（以下「測度」という。）を行い、かつ、次に掲げる事項及び国土交通省令で定める基準により定めた船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。

一 船舶の種類

- 二 船籍港
- 三 船舶の長さ、幅及び深さ
- 四 総トン数
- 五 船体識別番号
- 六 推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式
- 七 所有者の氏名又は名称及び住所
- 八 登録年月日

(登録事項の通知)

第七条 国土交通大臣は、新規登録を行ったときは、申請者に対し、登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならぬ。

(船舶番号の表示の義務)

第八条 小型船舶の所有者は、前条の規定により船舶番号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該船舶に当該船舶番号を表示しなければならない。

(変更登録)

第九条 新規登録を受けた小型船舶(以下「登録小型船舶」という。)について第六条第二項各号(第八号を除く。)に掲げる事項のいづれかに変更があつた場合(次条の規定による移転登録又は第十二条の規定による抹消登録の申請をすべき場合を除く。)には、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、変更登録の申請をし、かつ、同項第二号又は第七号に掲げる事項のみの変更の場合を除き、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、変更登録の申請があつた場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、測度(第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の場合に限る。)及び変更登録を行わなければならない。

3 第七条の規定は、変更登録を行った場合について準用する。

(移転登録)

第十条 登録小型船舶について所有者の変更があつた場合には、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、移転登録の申請をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、移転登録を行わなければならない。

3 第七条の規定は、移転登録を行った場合について準用する。

(船舶番号の変更)

第十一条 国土交通大臣は、前二条の申請があつた場合その他の場合において、登録小型船舶についてその船舶番号が第六条第二項の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その船舶番号を変更するものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、船舶番号を変更した場合について準用する。

(抹消登録)

第十二条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。

- 一 当該船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
- 二 当該船舶の存否が三箇月間不明になつたとき。
- 三 当該船舶が小型船舶でなくなつたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の事由があると認める場合において、当該船舶の所有者が抹消登録の申請をしないときは、その定める七日以上の期間において、これをなすべきことを催告しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、当該船舶の所有者が正当な理由がないのに抹消登録の申請をしないときは、抹消登録を行い、その旨を当該所有者に国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。
- 4 第十条第二項の規定は、抹消登録の申請があつた場合について準用する。

(原簿の記録等の保存)

第十三条 抹消登録を行った小型船舶に係る原簿の記録は、当該抹消登録を行った日から十年間保存しなければならない。

2 小型船舶の登録に係る申請書及び第十九条第一項に規定する譲渡証明書その他の添付書類は、当該申請があつた日から五年間保存しなければならない。

(登録事項証明書等)

第十四条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の謄本若しくは抄本又は原簿のうち磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項証明書等」という。)の交付を請求することができる。

(譲渡証明書)

第十九条 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面(以下「譲渡証明書」とい

う。)を譲受人に交付しなければならない。

- 一 譲渡の年月日
- 二 船体識別番号
- 三 推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式
- 四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所
- 2 譲渡証明書は、譲渡に係る小型船舶一隻につき、二通以上交付してはならない。
- 3 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶に関して既に交付を受けている譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならぬ。
- 4 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。
- 5 譲渡証明書に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第三章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等

(小型船舶検査機構による登録測度事務の実施)

第二十一条 国土交通大臣は、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、前章に規定する小型船舶の登録及び測度に關する事務(第十五条から第十八条までの規定による事務を除く。以下「登録測度事務」という。)を行わせることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に登録測度事務を行わせるときは、機構が登録測度事務を開始する日及び登録測度事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により機構に登録測度事務を行わせるときは、自ら登録測度事務を行わないものとする。
- 4 機構が登録測度事務を行う場合における第六条、第七条(第九条第三項、第十条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(登録測度事務規程)

- 第二十二條 機構は、登録測度事務の開始前に、登録測度事務に關する規程(以下「登録測度事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をした登録測度事務規程が登録測度事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録測度事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 登録測度事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(秘密保持義務)

第二十三条 登録測度事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録測度事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国土交通大臣による登録測度事務の実施等)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他の事由により登録測度事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録測度事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録測度事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行つてゐる登録測度事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により登録測度事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年六月二十二日法律第六十四号）

(フロン類の放出の禁止)

第三十八条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大氣中に放出してはならない。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）

附 則

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の三十八を次のように改める。

第四十二条の三十八 削除